

大仙市いじめ防止等のための基本方針

平成26年1月29日

大仙市教育委員会

平成30年3月19日改正

○基本方針策定の趣旨

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長と人格の形成に重大な影響を与えるだけではなく、児童生徒の生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれのある、決して許されない行為である。

また、いじめを受けた児童生徒のみならず、いじめを行った児童生徒、観衆としてはやし立てたり面白がったりした児童生徒、周辺で傍観していた児童生徒を含む、全ての児童生徒の心身の健やかな成長の妨げとなるものである。

大仙市では、子どもの権利が尊重される社会の実現を目指しており、平成26年3月19日に「大仙市子ども条例」を制定している。また、本市教育委員会においては、学校教育の重点の一つに、子どもの「心の居場所」が確保された環境づくりを掲げ、子どもたちが生き生きと生活できる学校を目指している。

このような中、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策の充実は、児童生徒の健やかな成長を図っていく上で不可欠なものである。

法律や条例上の「いじめ」に該当する事象は、成長過程にある児童生徒が集団で学校生活を送る中で、どの児童生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである。いじめの防止等においては、個々の教職員は当然のこと、児童生徒に関わる全ての者が、いじめに関する認識やいじめを防止することの重要性に関する理解を深めることが大切である。

この基本方針は、平成25年6月に公布された「いじめ防止対策推進法」（以下「法律」という。）、平成28年10月に公布された「秋田県いじめ防止対策推進条例」（以下「県条例」という。）、平成29年3月に改訂された「秋田県いじめ防止等のための基本方針」、平成29年7月25日に閣議決定された「自殺総合対策大綱」の趣旨を踏まえ、本市全ての児童生徒が健やかに成長することができる環境を社会全体で作り上げることを目指し、国、県、市町村、学校、地域住民、家庭その他関係者の相互の連携協力の下、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、定めるものである。

1 いじめの防止等のための対策の推進に関する基本的な方向

(1) いじめの防止等のための対策に関する基本理念

県条例では、いじめの防止等のための対策に関する基本理念として、次の4つを掲げている。

- ①いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であることに鑑み、児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。

- ②全ての児童生徒がいじめを行わず、また、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめが決して許されない行為であり、児童生徒の心身に重大な影響を及ぼすことや、犯罪行為として取り扱われる場合があることなどについて、児童生徒が理解を深められるようにするとともに、他の児童生徒に対する思いやりのある心を育む。
- ③早期の段階におけるいじめの発見、実態の的確な把握、いじめへの適切な対処が重要であることに鑑み、学校全体で組織的・実効的に取り組む。
- ④いじめを受けた児童生徒の生命・心身の保護が最も重要であることを認識しつつ、国、県、市町村、学校、地域住民、家庭その他の関係者の相互の連携協力の下、いじめの問題を克服することを目指す。

(2) いじめの定義【法律第2条第1項】

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

このように、いじめの定義には、

- ①行為をした者(A)も行為の対象となった者(B)も児童生徒であること
- ②AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- ③AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④Bが心身の苦痛を感じていること

という4つの要素しか含まれておらず、かつての定義のように「自分よりも弱い者に対して一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」などの要素が含まれていないことに留意が必要である。

個々の行為が、法律や県条例上の「いじめ」に当たるか否かの判断は表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つて行うことが必要である。その判断にあたり、いじめには、多様な態様があることに鑑み、「心身の苦痛を感じている」という要件が限定して解釈されることのないよう留意が必要である。例えば、遊びやふざけあいに見えるものであっても、見えないところで被害が発生している場合や、いじめを受けていても、様々な理由で本人がその事実を否定する場合があることなどを踏まえ、児童生徒が感じる被害性に着目し、当該児童生徒の表情・様子や周辺の状況等をきめ細かく観察することなどにより、背景にある事情を確認することが必要である。

その際、いじめに当たるか否かの判断は、個々の教職員が行うのではなく、法律第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（以下「いじめ防止対策組織」という。）が行う。

なお、行為の対象となる児童生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合（例えば、インターネット上で悪口を書かれたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいる場合など）においても、当該行為を行った児童生徒に対する指導等について、法律や県条例の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる

- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

また、個々の行為だけを見れば、ささいなように見えるものであっても、その行為をされた児童生徒の立場に立てば、精神的に追い込まれて深刻な被害を生じさせることや、繰り返したり、みんなで رفتりする中で、行為がエスカレートしていく危険性があることを理解することが重要である。

(3) いじめの理解

法律や県条例上の「いじめ」に該当する事象は、成長過程にある児童生徒が集団で学校生活を送る中で「どの児童生徒にも、どの学校でも、起こりうる」ものである。

また、いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題や、はやし立てたり面白がったりする「観衆」、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」にも注意を払い集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら傍観したり放置したりすることがないようにするためには、

- ・いじめが、人権を侵害する決して許されない卑怯な行為であること
- ・いじめを受けた児童生徒だけではなく、いじめを行った児童生徒や周囲の児童生徒にも大きな傷を残すものであること
- ・刑事罰や民事上の損害賠償請求の対象となる場合があること
- ・「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつけることは卑怯である」「いじめは見ていただけなら問題はない」などの考え方は誤りであること

などについて、児童生徒が十分に理解し、「いじめは決して許さない」という毅然とした態度で、いじめの防止等について主体的・積極的に取り組めるようにすることが重要である。

また、いじめを受けた児童生徒を守り通すためには、児童生徒だけではなく、大人も含む一人一人が、「いじめの問題は社会全体の課題である」という意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚し、果たしていくことが必要である。

(4) いじめの防止等に関する基本的な考え方

①いじめの防止

いじめの問題を克服するためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの防止の観点が必要である。

全ての児童生徒を、いじめに向かわせることのない土壌をつくるためには、「いじめは決して許さない」という毅然とした態度で、学校や地域全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるように努めることが大切である。

このため、全ての教育活動を通じ、児童生徒の豊かな情操や道徳心を培い、個人の価値を尊重しながら自他の敬愛と協力を重んずる態度や、心の通う対人交流を行う能力の素地を養うことが重要である。

また、いじめを防止することの重要性について、市民全体の関心と理解を深め、関係者が一体となって継続的な取組を推進するための啓発活動が必要である。

②いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの適切かつ迅速な対処、早期解決に向けた第一歩である。

法律や県条例上の「いじめ」に該当する事象は、どの児童生徒にも、どの学校でも、起こりうることを理解し、いじめの疑いに関する情報を把握した場合は、「単なるいさかいである」「よくある人間関係のトラブルである」などと安易に判断するのではなく、「いじめ」に当たるか否かの判断を組織的に行い、いじめを正確に漏れなく認知することが重要である。

特に、いじめは、大人の目に付きにくいように行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたり、よくあるトラブルのように見えたりするなど、大人が気付きにくかったり、判断しにくかったりする形で行われる場合があることを認識することが必要である。

いじめは児童生徒だけで解決できることもあり、大人が適切に関わりながら自分たちで解決する力を身に付けさせることも大切であるが、これまでの事案を見ると、いじめの認知と対処が適切に行われなかったため、解決に向かわないどころか、ささいなように見えるものから予期せぬ方向に推移し、重大な事態に至る場合もあるのが現実である。

このため、学校や家庭をはじめとした周囲の大人たちが、いじめに関する認識やいじめを防止することの重要性に関する理解を深めることが大切である。そして、児童生徒を見守る中で、ささいな兆候であっても、いじめではないかという疑いをもつとともに、初期段階のものや一回限りのものであっても、早期の段階から学校が組織としての的確に関わりをもち、教職員間の情報共有を密にしながら、いじめを隠したり、看過したり、軽視したりすることなく、正確に漏れなく認知し、支援や指導等を行い、早期解決や再発防止につなげていくことが重要である。

③いじめへの対処

いじめの事実が確認された場合は、適切かつ迅速に対処することにより、早期解決と再発防止に向かうことが大切である。学級担任や部活動顧問など個々の教職員が抱え込むのではなく、学校として組織的に対応し、家庭や地域社会等との連携協力の下、いじめを受けた児童生徒やいじめの通報・相談を行った者の個人情報保護や生命・身体等の安全を確保した上で、いじめを行った児童生徒に対しては、その行為の背景にも着目しながら、教育的配慮の下、適切な指導を行うとともに、保護者に適切かつ真摯に対応することなどが必要である。

このため、学校は、早期の段階における適切な対処により、解決に向かっていくことができるよう、学校全体で組織的かつ実効的に取り組めるような体制を整備するとともに、全ての教職員が、対処の在り方について共通理解を深めることが必要である。

また、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合や、児童生徒の生命

や身体、財産に重大な被害が生じるような場合は、教育的な配慮や被害児童生徒の意向へ配慮した上で、早期に警察と連携するなどの対応を取ることが必要である。

なお、いじめを受けた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合であっても、その全てにおいて、いじめを行った児童生徒に対して厳しい指導を行う必要があるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や、軽い言葉で相手を傷つけてしまったが、すぐに加害者が謝罪し、教職員の指導によらずに良好な関係を再び築けたような場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わずに必要な指導を行うなど、柔軟な対応を取ることとも可能であると考えられる。

(5) 市等の責務

①市の責務

市は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国、県、関係機関・団体と連携協力しつつ、本市の実情に応じた施策を総合的に策定・実施する。

②学校の設置者の責務

学校の設置者は、基本理念にのっとり、設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる。

③学校及び学校の教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、児童生徒の保護者、地域住民、関係機関・団体と連携協力しつつ、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する。

④保護者の責務

保護者は、監護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導等を行うように努めるとともに、児童生徒がいじめを受けた場合は、適切に保護する。

また、国、県、市町村、学校の設置者、学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するように努める。

⑤市民の責務

市民は、基本理念にのっとり、それぞれの地域において児童生徒を見守るとともに、学校、家庭その他の関係者と連携協力して、児童生徒が安心して学習し、健やかに成長することができる環境づくりに努める。

また、いじめの事実があると思われるときは、県、市町村、学校その他の関係者に情報を提供するように努める。

2 市・市教育委員会が実施する施策

(1) いじめの防止

①道徳教育、人権に関する理解を深めるための教育、体験活動等の充実

全ての教育活動を通じて、道徳教育や人権に関する理解を深めるための教育、体験活動等の充実を図ることにより、児童生徒の豊かな情操や道徳心を培うとと

もに、個人の価値を尊重しながら自他の敬愛と協力を重んずる態度や、心の通う対人交流を行う能力の素地を養う。

②児童生徒が自主的に行う活動への支援、児童生徒・保護者・教職員が理解を深めるための啓発

児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめの問題に正面から向き合うことができるよう、児童生徒が自主的に行ういじめの防止に資する活動への支援を行うとともに、法律・県条例や基本方針の趣旨や理念の周知を図るなど、児童生徒・保護者・教職員がいじめに関する認識やいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発や、児童生徒に対するいじめの防止に資する指導等の措置を講ずる。

(2) いじめの早期発見

①定期的な調査の実施

いじめの早期発見や実態把握を行うため、定期的なアンケート調査を実施する。アンケート調査は、児童生徒が安心していじめの通報や相談をできるような工夫を行うとともに、生徒の日常生活や人間関係の状況を把握できるよう、年間を通じて計画的に実施する。

学校は、アンケート調査を児童生徒との面談等に役立てるほか、休み時間や放課後の雑談の中などで児童生徒の様子に目を配ったり、個人面談や家庭訪問等の機会を活用して、交友関係や悩みを把握したりすることが大切である。また、収集した情報は、学校の教職員全体で共有する。

②通報・相談体制の整備

定期的な調査を実施するほか、いじめに関する通報や相談を受けるための体制を整備する。

その際、家庭や地域社会等との連携協力の下に、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利等が擁護されるよう、通報・相談を行った者やいじめを受けた児童生徒の個人情報保護、生命・身体の安全の確保に関する措置を適切に講ずる。

例えば、次のようなものが考えられる。

- ・市配置のフレッシュカウンセラーや県配置のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用
- ・「たんぼぼダイヤル」、「24時間子供SOSダイヤル」、「いじめ緊急ホットライン」、「すこやか電話」など多様な通報・相談窓口の活用
- ・これらが児童生徒等から活用されるよう、取組の積極的な周知

(3) 学校、家庭等との連携協力

いじめの防止等のための対策が関係者の連携協力の下に適切に行われるよう、学校、家庭、地域社会、民間団体との連携強化等の体制整備を行う。

また、「市生徒指導主事研修会」「大仙市中学生サミット」等の充実及び「大仙市PTA連合会」との連携を図るなど、各地域における学校間・校種間、学校と関係機関との連携強化を図る。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

啓発活動と情報モラル教育の充実

インターネットを通じて行われるいじめは、外部から見えにくい、匿名性が高いなどの性質をもつため、児童生徒が行動に移してしまいやすいものである一方で、一度インターネット上で広まってしまった画像や動画等の情報を消去することは極めて困難であるとともに、いじめを受けた児童生徒だけではなく、学校や家庭、地域社会に多大な影響を与え得るなど、深刻な影響を及ぼすおそれがあるものである。さらに、児童生徒はインターネットやSNS上で自殺をほのめかしたり、自殺の手段等を検索したりする傾向にあると言われている。

社会全体で児童生徒をインターネットによる様々なトラブル等から守り、児童生徒がインターネットを健全に利用できるよう、市及び県庁出前講座等を通じて、教職員や保護者等への啓発を図るとともに、関係機関等との協働により、安全で安心なインターネット利用環境の整備を推進する。

(5) その他

いじめ問題に関する課題解決及びいじめ防止等のための対策を実効的に行うために、その必要が認められる場合には「大仙市小中学校生徒指導調査検証委員会設置要綱」に基づく取組を実施する。

- ・法律第23条第2項の規定による報告を受けた場合は、必要に応じて学校に対しての支援若しくは必要な措置についての指示又は調査を行う。
- ・各学校において行われる学校評価や教員評価において、いじめの防止等に関する取組の評価が、その有無や多寡についてのみ行われるのではなく、日頃からの組織的な取組や発生した問題への対応の適切さなどが適正に評価されるよう必要な措置を講ずる。
- ・上記いじめ防止等に向けた取組を推進するために必要となる財政上の措置及びその他の措置を講ずる。

3 学校が実施すべき施策等

(1) 学校いじめ防止基本方針【法律第13条】

①方針の策定

各学校は、国や県及び市の基本方針を参酌して、各学校の実情に応じて、自校として、いじめの防止等のための取組をどのように行っていくかについて、基本的な方向や内容等を定めた、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を策定する。学校基本方針に基づく対応が徹底されることにより、個々の教職員が抱え込むのではなく、学校として組織的に対応することが可能になる。学校基本方針の策定に当たっては、児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組んでいくという観点から、児童生徒の意見を取り入れられるような機会を設けるなど児童生徒の主体的・積極的な参加が確保できるよう留意することが必要である。また、保護者や地域住民、関係機関等の参画を得た方針になるようにすることが方針の策定後、学校の取組を円滑に進めていく上でも有効であると考えられる。

②方針の内容

学校基本方針は、各学校の実情に応じつつ、学校の教育活動全体を通じていじ

めの防止等に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修など、いじめの防止等のための取組全体に係る内容であることが必要である。

具体的には、次のようなものが考えられる。

- ・いじめの防止等のための取組に係る包括的な方針
- ・年間を通じた「いじめ防止対策組織」の活動内容
- ・情報共有の手順や情報共有すべき内容の明確化など、いじめの早期発見、いじめへの対処に関する方法
- ・児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育、心の健康の保持にかかる教育の推進
- ・定期的な校内研修の実施など、いじめの防止等に係る教職員の資質の向上を図る取組
- ・いじめの防止等に資する具体的な指導内容のプログラム化
- ・児童生徒が主体的・積極的にいじめの克服に取り組むことができるような環境づくりに向けた取組
- ・これらの取組を確実に実施するためのチェックリストの作成

③方針の周知等

策定した学校基本方針については、各学校のホームページへ掲載することなどによって公表するとともに、その内容について、入学時や各年度の開始時等、年間を通じて、児童生徒や保護者、地域住民、関係機関等に説明し、理解を得られるようにし、地域ぐるみで対応できるような体制づくりを推進することが必要である。

また、より実効性の高い取組を実施するため、随時、学校基本方針が、学校の実情に即して適切に機能しているかを点検し、必要に応じて見直していくことが必要である。さらに、学校基本方針に基づく取組の実施に際し、児童生徒や保護者、地域住民、関係機関等の参画を図ることも考えられる。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織【法律第22条】

①組織の趣旨・構成

法律では、学校におけるいじめの防止等のための対策を組織的かつ実効的に行うため、いじめ防止対策組織を置くこととされている。これは、いじめについて、個々の教職員が抱え込むのではなく、学校として組織的に対応することにより、実効的な解決に資することが期待されるからであると考えられる。この組織は、学校の実情に応じて、管理職や教育相談担当教員、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員等から構成するものとする。これに加え、個々のいじめの防止、早期発見、いじめへの対処、解決、再発防止に向けた取組に当たっては、その実効化を図る観点から、関係の深い教職員を追加したり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を活用したりするなど、柔軟な組織とすることが有効と考えられる。

②組織の役割

各学校のいじめ防止対策組織は、学校がいじめの防止等のための対策を組織的かつ実効的に行うに当たって、中核となる役割を担うものである。特に、いじめに当たるか否かの判断は組織的に行う必要があるため、教職員は、いじめの疑い

に関する情報を把握した場合は、その全てを直ちに、いじめ防止対策組織に報告することが必要である。

なお、いじめに関する情報の共有は、個々の教職員の責任を迫及することを目的とするものではなく、早期の段階において、学校全体で組織的かつ実効的に、いじめの発見、実態の的確な把握、いじめへの適切な対処を行うことを目的とするものである。校長をはじめとした学校の管理職は、リーダーシップを発揮し、情報共有を行いやすい環境づくりに取り組むことが重要である。

いじめ防止対策組織の具体的な役割としては、次のようなものが考えられる。

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う中核としての役割
- ・学校全体にいじめを許容しない環境づくりを行う中核としての役割
- ・いじめの相談や通報の窓口としての役割
- ・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに関する情報の収集
- ・共有を行う役割
- ・いじめの疑いに関する情報があった場合などに随時会議を開催し、情報の迅速な共有、関係する児童生徒へのアンケート調査や聴き取り調査等の実施による事実関係の把握、いじめに当たるか否かの判断を行う役割
- ・児童生徒への支援や指導の体制・対応方針の決定や保護者との連携などの対応を組織的に実施するための中核としての役割
- ・いじめの防止等に係る校内研修を計画的に実施する役割
- ・学校基本方針が、学校の実情に即して適切に機能しているかを点検し、必要に応じて見直しを行う役割
- ・取組等が計画どおりに進んでいるかのチェックや、いじめへの対処がうまくいかなかった事例の検証など、いじめの防止等の取組についてPDCAサイクルでの検証を担う役割

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

①いじめの防止

いじめの防止の基本は、児童生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、規律正しい態度で授業や行事に主体的・積極的に参加し、活躍することができるような授業づくりや集団づくり、学校づくりにある。自己有用感や自己肯定感、充実感を感じられる学校生活や、互いを尊重し認め合える人間関係や学校風土をつくっていく中で、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、児童生徒がいじめの問題に正面から向き合い、主体的・積極的にいじめの克服に取り組むことができるような環境を整備していくことが重要である。

このため、学級活動や児童会・生徒会活動等の特別活動において、いじめの防止や命の大切さを呼びかける活動、相談箱を置くなどして児童生徒同士で悩みを聞き合う活動など、児童生徒がいじめの問題を自らのこととして捉え、考え、議論するような、児童生徒の主体的・積極的な活動を推進することが大切である。

また、いじめの背景にあるストレスやその原因となる要因等に着目し、授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく中で、その改善を図るとともに、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、発散したり、誰か

に相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育むことが必要である。なお、教職員の不適切な言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払うことが必要である。

②いじめの早期発見

いじめを早い段階で発見するためには、日常的に児童生徒の様子を把握するとともに、児童生徒や保護者が悩みや困りごとを教職員に相談しやすい環境づくりに努めることが必要である。

具体的には、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒や保護者がいじめの通報や相談を行いやすい体制を整えることが、いじめの早期発見や実態把握に有効である。アンケート調査については、児童生徒が安心していじめの通報や相談をできるように、内容や様式、方法等を工夫するとともに、実施後は、個別面談の機会等を通じて記載された内容の確認を行うなど、組織的かつ実効的に対応することが必要である。また、日頃から児童生徒や保護者との間での信頼関係の構築に努めるとともに、児童生徒の変化やサインを見逃さないようアンテナを高く保つとともに、児童生徒に関する情報を共有することが重要である。なお、児童生徒の自己肯定感や疎外感等を測定するため、学校生活への満足度調査を行ったり、心理検査等のアセスメントツールを活用したりするなどの取組も有効であると考えられる。併せて、児童生徒が社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処法を身に付けるための教育（SOSの出し方に関する教育）、心の健康の保持にかかる教育を推進する必要がある。

③いじめに対する措置

いじめの疑いに関する情報を把握した場合は、直ちに情報を共有して、事実関係の把握を組織的かつ実効的に行うことが必要である。そして、いじめの事実が確認された場合は、その早期解決と再発防止に向け、いじめを受けた児童生徒を守り通すことを前提として、当該児童生徒及びその保護者に対する支援や、いじめを行った児童生徒に対する指導及びその保護者に対する助言を組織的に行うことが必要である。その際、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適切かつ真摯に対応するとともに、いじめを行った児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で必要な指導等を行うことが大切である。これらの支援・指導・助言は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、心理・福祉等に関する専門家等の協力を得ながら、教育的な配慮に基づいて継続的に行うとともに、いじめを受けた側と行った側との間で争いが生じることのないよう、情報共有が適切に行われることが重要である。発達障害を含む、障がいのある児童生徒が関わるいじめについては、個々の児童生徒の特性への理解を深めるとともに、特別支援教育に関する校内委員会との連携を図りつつ、専門家等の協力を得ながら、当該児童生徒のニーズや特性を踏まえた適切な指導や必要な支援を行うことが必要である。

(4) 重大事態への対処

いじめが、法律第28条に定める重大事態と認められる場合、速やかに、事実関

係を明確にするための調査を行い、事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に必要な措置を講ずる。

①重大事態の認定、調査組織の設置、報告等

いじめが重大事態と認められる場合、速やかに大仙市教育委員会又は学校の下に組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行う。

法律第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」に該当するものとしては、いじめを受けた児童生徒の状況に着目し、自殺を図った場合、精神疾患を発症した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などが想定される。

同条同項第2号の「相当の期間」については不登校の定義を踏まえて年間30日を目安とするが、当該児童生徒の状況等により適切に判断するものとする。学校は、当該事案が重大事態であると認められる場合、速やかに大仙市教育委員会を通じて大仙市長へ事態発生について報告する。

②調査の主体、組織、方法等

法律第28条第1項において、調査は学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設けて行う旨が規定されているが、学校が調査主体となることにより教育活動に支障が生じるおそれがある場合等においては、大仙市教育委員会が主体となって調査を行う。

いずれの場合も、調査は教育的配慮に基づき、児童生徒の人権や個人情報保護等に十分留意した上で、児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等により行う。

調査を行う組織については、弁護士、精神科医、学識経験者、フレッシュカウンセラー、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門知識や経験を有する者で、当該事案の関係者との人間関係を有しない者により構成するなど、調査が公平性、中立性を確保した上で効果的に実施されるように留意する。

調査は、重大事態に対処するとともに、同様の事態の再発防止に向けて行うものであることから、重大事態に至る要因となったいじめが、いつ頃から、誰によって行われ、どのような態様であったか、学校がどのように把握し対応したか等の事実関係を可能な限り網羅的に明確にするために行う。

調査の経過及び結果については適切に記録するとともに、調査によって明らかとなった事実関係等の情報管理には万全を期する。

③調査結果等の取扱い

調査結果については、大仙市長に報告する。なお、学校が主体となって行った調査の場合は、大仙市教育委員会を通じて報告する。

また、調査によって明らかとなった事実関係、その他必要と認められる情報は、その経過も含め、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、「大仙市個人情報保護条例」等に十分留意した上で、適時、適切な方法で提供する。調査によって確認された事実関係は、関係する児童生徒やその保護者への継続的な支援、指導、助言等に活用するとともに、重大事態に至った要因、経過、学校の対応等を分析することにより、同様の事態が再度発生することのないよう、当該学校のみならず各校の指導の改善に活用するよう配慮する。